

平成25年2月20日

上天草市旅館等施設整備資金利子補給補助金制度を創設

上天草市では、観光マスタープランに沿った「高級でノスタルジックな癒・空間」を実現し、更なる入込客増加を目指すため、旅館等観光関連事業者が実施する効果的な施設整備等を促進することを目的に標記補助金制度を平成25年度に創設する予定です。

【事業の概要】

本市を訪れる観光客数の増加や満足度向上に繋がる取組みを促進するため、旅館等観光関連事業者が実施する新たな施設整備に対して、一部の利子を助成します。

1 対象事業者

市内に主たる事業所がある旅館、ホテル等観光関連事業者（飲食店等を含む）

2 対象事業

金融機関から資金を借り入れて実施する旅館等の新築、増築、改築又は設備改善などの施設整備のうち、観光マスタープランに沿った効果的な事業として審査会が認めたもの

※「上天草市中小企業、商工業設備投資資金利子補給補助金」との重複不可

3 利子補給の割合及び限度額

借入金利のうち年2%以内（1事業者あたり年100万円が限度）

4 利子補給対象期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間

5 平成25年度予算額

100万円×3事業所＝300万円



（連絡先）

経済振興部 商工観光課

担当：篠田係長・川端参事

直通電話：0964-26-5512

F A X：0964-56-5107